

令和6年大府市訓令一覧

公表日 令和6年3月29日

- 第 1 号 部の庶務担当を定める訓令の一部改正
- 第 2 号 大府市庁内会議規程の一部改正
- 第 3 号 大府市政策法務委員会規程の一部改正
- 第 4 号 大府市事務改善委員会規程の一部改正
- 第 5 号 大府市有財産審査会規程の一部改正
- 第 6 号 大府市決裁規程の一部改正
- 第 7 号 大府市有自動車運行管理に関する規程の一部改正
- 第 8 号 大府市文書管理規程の一部改正
- 第 9 号 大府市公印規程の一部改正
- 第 10 号 大府市研修規程の一部改正
- 第 11 号 大府市職員安全衛生管理規程の一部改正
- 第 12 号 大府市社会福祉事務所処務規程の一部改正

大府市訓令第1号

部の庶務担当を定める訓令（平成4年大府市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>部の庶務担当課を次のように定める。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="208 646 530 710">部</th><th data-bbox="530 646 1066 710">庶務担当課</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="208 710 530 774">企画政策部</td><td data-bbox="530 710 1066 774"><u>企画広報戦略課</u></td></tr><tr><td data-bbox="208 837 530 901">健康未来部</td><td data-bbox="530 837 1066 901"><u>健康未来政策課</u></td></tr><tr><td data-bbox="208 901 530 965">略</td><td data-bbox="530 901 1066 965">略</td></tr><tr><td data-bbox="208 965 530 1085">産業振興部</td><td data-bbox="530 965 1066 1085"><u>農業振興課</u></td></tr></tbody></table>	部	庶務担当課	企画政策部	<u>企画広報戦略課</u>	健康未来部	<u>健康未来政策課</u>	略	略	産業振興部	<u>農業振興課</u>	<p>部の庶務担当課を次のように定める。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1171 646 1494 710">部</th><th data-bbox="1494 646 2029 710">庶務担当課</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1171 710 1494 774">企画政策部</td><td data-bbox="1494 710 2029 774"><u>企画広報課</u></td></tr><tr><td data-bbox="1171 837 1494 901">健康未来部</td><td data-bbox="1494 837 2029 901"><u>幼児教育保育課</u></td></tr><tr><td data-bbox="1171 901 1494 965">略</td><td data-bbox="1494 901 2029 965">略</td></tr><tr><td data-bbox="1171 965 1494 1029">産業振興部</td><td data-bbox="1494 965 2029 1029">農政課</td></tr><tr><td data-bbox="1171 1029 1494 1085">水と緑の部</td><td data-bbox="1494 1029 2029 1085"><u>水緑公園課</u></td></tr></tbody></table>	部	庶務担当課	企画政策部	<u>企画広報課</u>	健康未来部	<u>幼児教育保育課</u>	略	略	産業振興部	農政課	水と緑の部	<u>水緑公園課</u>
部	庶務担当課																						
企画政策部	<u>企画広報戦略課</u>																						
健康未来部	<u>健康未来政策課</u>																						
略	略																						
産業振興部	<u>農業振興課</u>																						
部	庶務担当課																						
企画政策部	<u>企画広報課</u>																						
健康未来部	<u>幼児教育保育課</u>																						
略	略																						
産業振興部	農政課																						
水と緑の部	<u>水緑公園課</u>																						

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第2号

大府市庁内会議規程（昭和49年大府市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政策調整会議)</p> <p>第4条 政策調整会議は、部長が主宰し、市長、副市長、企画政策部長及び関係する課長又は室長をもって構成する。ただし、部長が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に参画させることができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(政策調整会議)</p> <p>第4条 政策調整会議は、部長が主宰し、市長、副市長<u>(副市長を2人選任した場合においては、大府市副市長の事務分担等に関する規則(令和3年大府市規則第2号)第2条第1項第1号に掲げる事務(同条第2項第6号に掲げる事務を除く。))に係る当該会議にあつては当該事務を担当する副市長に限る。)</u>、企画政策部長及び関係する課長又は室長をもって構成する。ただし、部長が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に参画させることができる。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第3号

大府市政策法務委員会規程（平成17年大府市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規程は、<u>大府市政策法務推進条例（令和5年大府市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、大府市政策法務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p><u>第2条</u> 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究及び審査する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>政策法務</u>に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大府市政策法務委員会の<u>設置、組織等</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条</u> <u>市の政策を創造し、及び推進するために必要となる法務事務を円滑に遂行するため、大府市政策法務委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p><u>第3条</u> 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究及び審査する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>重要な法規</u>に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第4条</u> 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p>

改正後	改正前
(1)～(8) 略 (9) <u>水道部長</u> (10)～(12) 略 (委員長及び副委員長)	(1)～(8) 略 (9) <u>水と緑の部長</u> (10)～(12) 略 (委員長及び副委員長)
<u>第4条</u> 略 (会議)	<u>第5条</u> 略 (会議)
<u>第5条</u> 略 (専門部会)	<u>第6条</u> 略 (専門部会)
<u>第6条</u> 略 (委任)	<u>第7条</u> 略 (委任)
<u>第7条</u> 略	<u>第8条</u> 略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第4号

大府市事務改善委員会規程（昭和46年大府市規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>企画広報戦略課長</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>健康未来政策課長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>農業振興課長</u></p> <p>(8) <u>水道経営課長</u></p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員長は、<u>企画広報戦略課長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>企画広報課長</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>幼児教育保育課長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>農政課長</u></p> <p>(8) <u>水緑公園課長</u></p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員長は、<u>企画広報課長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第5号

大府市有財産審査会規程（昭和47年大府市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>水道部長</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>水と緑の部長</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第6号

大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1（第7条、第8条関係）						別表第1（第7条、第8条関係）							
1 共通事務関係						1 共通事務関係							
決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考	決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考		
決裁事項						決裁事項							
会議	幹部会議		案件（協議事項に限る。）		1 略 2 審議会等に係る案件及び配布資料については事前に市長に協議する。	会議	幹部会議		案件（協議事項に限る。）		1 略 2 審議会等に係る案件及び配布資料については事前に理事者に協議する。		
	政策調整会議		会議録				政策調整会議		会議録				
	課長会議	(秘) 会議録					(秘) 招集	課長会議	(秘) 会議録				(秘) 招集
	関係部長会議	会議録（重要な決定事項）						関係部長会議	会議録（重要な決定事項）				

改正後						改正前					
		に限る。)						に限る。)			
	審議会等			招集			審議会等			招集	
議会関係	1 議案の提出依頼 2 全員協議会への案件提出、資料の提出		個別案件に係る説明の実施		1 略 2 個別案件に係る説明に使用する資料は、事前に <u>市長</u> に協議する。	議会関係	1 議案の提出依頼 2 全員協議会への案件提出、資料の提出		個別案件に係る説明の実施		1 略 2 個別案件に係る説明に使用する資料は、事前に <u>理事者</u> に協議する。
略						略					
そ	略	略	略	略	略	そ	略	略	略	略	略
他の	パブリックコメント	(聴) 実施の可否の決定 1 実施 2 提出された意見			提出意見がない場合は、 <u>市長</u> への報告で足る。	他の	パブリックコメント	(聴) 実施の可否の決定 1 実施 2 提出された意見			提出意見がない場合は、 <u>理事者</u> への報告で足る。

改正後					
		に対する 考え方の 公表			
2 共通人事関係 略					
3 共通財務関係					
決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
予算執行（変更を含む。）	3,000万円を超えるもの	3,000万円以下	500万円以下	100万円以下	<u>部長共通専決以上のものは、企画担当課長に合議する。</u>
別記					
(ア)～(エ) 略					
(オ) <u>教育委員会については、共通事務関係及び共通人事関係の部長共通専事項を教育長専決事項とみなし、この表を適用する。</u>					
(カ)・(キ) 略					

改正前					
		に対する 考え方の 公表			
2 共通人事関係 略					
3 共通財務関係					
決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
予算執行（変更を含む。）	3,000万円を超えるもの	3,000万円以下	500万円以下	100万円以下	
別記					
(ア)～(エ) 略					
(オ) <u>この表に特に定める場合を除き、教育長は、部長とみなし、この表を適用する。</u>					
(カ)・(キ) 略					

改正後						改正前					
別表第2（第7条、第8条関係）						別表第2（第7条、第8条関係）					
各課個別事務関係						各課個別事務関係					
主務	決裁区分	市長	副市長	部長	課長	主務	決裁区分	市長	副市長	部長	課長
課・室 の区分	決裁事項					課・室 の区分	決裁事項				
略						略					
企画広						企画広					
報戦略 課	ゼロカーボン			総合的な 企画及び 調整に関 すること。	一般的な企画 及び調整に関 すること。	報課					
	広報	広報大使 の任用に 関すること。		総合的な 企画、調整 及び推進 に関する こと。	略		広報	広報大使 の任用に 関すること。		総合的な 運営に関 すること。	略
法務財 政課	政策法務	政策法務 の推進に 関するこ			略	法務財 政課	政策法務				略

改正後						改正前					
		と。									
略						略					
デジタル戦略室	デジタル化の推進		デジタル化に係る総合調整に関すること。	略		デジタル戦略の推進		デジタル戦略に係る総合調整に関すること。	略		
	情報管理		セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）の策定	1 <u>情報システム</u> の <u>開発</u> 及び <u>変更</u>	<u>電算業務処理計画の実施</u>	情報管理		セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）の策定	1 <u>電算業務処理計画</u> の <u>実施</u>	<u>情報処理システムの設計及び変更</u>	
				2 略					2 略		
市民課	戸籍				1～7 略	市民課	戸籍				1～7 略
											8 <u>相続税法</u> (昭和25年法律第73

改正後						改正前					
					8～11 略						号) 第58条 に基づく通 知 9～12 略
税務課	略			略	略	税務課	略			略	略
	固定資産	1 評価 額の決 定	1 固定 資産評 価調書 の作成		1～3 略		固定資産	1 評価 額の決 定	1 固定 資産評 価調書 の作成		1～3 略
		2 固定 資産価 格等の 台帳登 録及び 公示	2 固定 資産の 価格等 の全て を登録 した旨 の公示 の日以 後にお					2 固定 資産価 格等の 台帳登 録及び 公示	2 固定 資産の 価格等 の全て を登録 した旨 の公示 の日以 後にお		

改正後					改正前				
		ける価 格等の 決定及 び修正					ける価 格等の 決定及 び修正		
	3 土地 価格等 縦覧帳 簿、家屋 価格等 縦覧帳 簿の縦 覧	3 固定 資産評 価審査 委員会 に対す る弁明 書の作 成				3 土地 価格等 縦覧帳 簿、家屋 価格等 縦覧帳 簿の縦 覧	3 固定 資産評 価審査 委員会 に対す る弁明 書の作 成		
				4 相続税法 (昭和25年 法律第73 号) 第58条 に基づく通 知					
略				略	略				略

改正後						改正前					
	略				略		略				略
	納税の啓発				納税意義の普及啓発に関すること。		納税の啓蒙				納税思想の啓蒙宣伝に関すること。
	略	略		略	略		略	略		略	略
協働推進課	略			略	略	協働推進課	略			略	略
	市民との協働及び市民活動の促進	組の新設・解散		総合的な <u>企画、調整及び推進</u> に関すること。	1 略 2 一般的な <u>企画、調整及び推進</u> に関すること。		市民との協働及び市民活動の促進	組の新設・解散		総合的な <u>運営</u> に関すること。	1 略 2 一般的な <u>企画及び運営</u> に関すること。
	生涯学習			総合的な <u>企画、調整及び推進</u> に関すること。	1～3 略 4 一般的な <u>企画、調整及び推進</u> に関すること。		生涯学習			総合的な <u>運営</u> に関すること。	1～3 略 4 一般的な <u>企画及び運営</u> に関すること。
文化ス	文化振興			総合的な	1 文化団体	文化交	文化振興			総合的な	1 文化団体

改正後					改正前					
ポーツ 交流課			企画、調整 及び推進 に関する こと。	に関するこ と。 2～4 略 5 一般的な 企画、調整 及び推進に 関すること。 と。	流課				運営に関 すること。	の指導及び 育成に関す ること。 2～4 略 5 一般的な 企画及び運 営に関する こと。
	スポーツ推進		総合的な 企画及び 推進に関 すること。	1 <u>スポーツ</u> 選手の育成 及び支援に 関すること。 と。 2 <u>スポーツ</u> 団体に関す ること。 と。 3 <u>関連団体</u>						

改正後						改正前					
					との連絡調整に関する こと。 4 一般的な 企画及び推 進に関する こと。						
	体育施設				体育施設に 関すること。						
	多文化共生			総合的な 企画、調整 及び推進 に関する こと。	略	多文化共生			総合的な 運営に 関すること。	略	
	略	略		略	略	略	略		略	略	
	略			略	略	略			略	略	
健康未 来政策	こども・子育 て施策			総合的な 企画、調	一般的な企 画、調整、推						

改正後						改正前					
課				<u>整、推進及びPRに関すること。</u>	<u>進及びPRに関すること。</u>						
	<u>健康都市関連施策</u>			<u>総合的な企画、調整、推進及びPRに関すること。</u>	<u>一般的な企画、調整、推進及びPRに関すること。</u>						
幼児教	略			略	略	幼児教	略			略	略
育保育課	略			略	略	育保育課	略			略	略
<u>こども若者女性課</u>	児童福祉					<u>子ども未来課</u>	児童福祉				<u>1 母子生活支援施設の退所及び入所資格の認定</u> <u>2 略</u>
					<u>1 略</u>						

改正後						改正前					
	若者			総合的な 企画、調整 及び推進 に関する こと。	一般的な企 画、調整及び 推進に関する こと。		青少年			総合的な 運営に関 すること。	一般的な企画 及び運営に関 すること。
	男女共同参画			総合的な 企画、調整 及び推進 に関する こと。	1 略 2 一般的な 企画、調整 及び推進 に関するこ と。		男女共同参画			総合的な 運営に関 すること。	1 略 2 一般的な 企画及び運 営に関する こと。
健康増 進課	略			略	略	健康増 進課	略			略	略
	略	略					略	略			
	各種補助事業 (長寿ドック、 妊産婦・乳児健 康診査、不妊治 療、養育医療)				略		各種補助事業 (長寿ドック、 妊産婦・乳児健 康診査、不妊治 療、養育医療)				略
	児童福祉				母子生活支						

改正後					改正前						
				<u>援施設の退 所及び入所 資格の認定</u>							
					<u>健康都 市スポ ーツ推 進課</u>	<u>健康都市関連 施策</u>			<u>総合的な 運営に関 すること。</u>	<u>一般的な企画 及び運営に関 すること。</u>	
						<u>スポーツ推進</u>		<u>総合的な 運営に関 すること。</u>	<u>1 スポーツ 選手の育成 及び支援に 関するこ と。</u>	<u>2 スポーツ 団体の指導 及び育成に 関するこ と。</u>	<u>3 関連団体 との連絡調 整に関する</u>

改正後						改正前					
											こと。 4 一般的な 企画及び運 営に関する こと。
						体育施設					体育施設に関 すること。
都市政 策課	略 都市景観	略		略 総合的な 調査、計画 及び調整 に関する こと。	略 一般的な調 査、計画及び 調整に関する こと。	都市政 策課	略 都市景観	略		略 総合的な 運営に関 すること。	略 一般的な企画 及び運営に関 すること。
略	略			略	略	略	略			略	略
道路整 備課						道路整 備課					
水緑公 園課	公園緑地			1 公園 事業及	1 公園施設 の利用に関						

改正後					改正前					
				<u>び緑化</u> <u>事業の</u> <u>総合的</u> <u>な運営</u> <u>に關す</u> <u>ること。</u>	<u>すること。</u>					
			<u>2 公園</u> <u>の使用</u> <u>許可</u>	<u>2 公園施設</u> <u>の維持管理</u> <u>に關するこ</u> <u>と。</u>						
			<u>3 花壇</u> <u>の指定</u>	<u>3 緑地の維</u> <u>持管理に關</u> <u>すること。</u>						
			<u>4 生け</u> <u>垣補助</u> <u>決定</u>	<u>4 緑化の普</u> <u>及啓発に關</u> <u>すること。</u>						
			<u>5 保全</u> <u>地区等</u> <u>指定</u>	<u>5 花の苗等</u> <u>の配布</u>						
			<u>6 大規</u>	<u>6 みどりの</u>						

改正後					改正前						
				<u>模行為</u> <u>届出の</u> <u>処理</u>	<u>少年団に関</u> <u>すること。</u> <u>7 ちびっ子</u> <u>広場の維持</u> <u>管理に関す</u> <u>ること。</u> <u>8 二ツ池セ</u> <u>レトナに関</u> <u>すること。</u>						
<u>河川事業</u>	<u>重要事業</u> <u>の工事の</u> <u>決定</u>		<u>簡易な工</u> <u>事の決定</u>	<u>河川管理者以</u> <u>外の者が行う</u> <u>工事の承認</u>							
<u>水路等の管理</u>	<u>準用河川</u> <u>の指定及</u> <u>び廃止</u>		<u>1 重要</u> <u>な河川</u> <u>等の占</u> <u>用及び</u> <u>使用の</u> <u>許可</u>	<u>1 水路等に</u> <u>関する調査</u> <u>の実施</u>							

改正後					改正前				
				<p><u>2</u> <u>その</u> <u>他河川</u> <u>等の許</u> <u>認可及</u> <u>び維持</u> <u>管理に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>3</u> <u>水路等に</u> <u>関する要望</u> <u>等の処理</u></p> <p><u>4</u> <u>ため池</u> <u>(農業用施</u> <u>設を除</u> <u>く。)、排</u> <u>水機場等の</u> <u>維持管理に</u> <u>関するこ</u> <u>と。</u></p>					
略					略				

改正後						改正前					
										3 <u>花壇の指定</u>	3 <u>緑地の維持管理に関する</u> こと。
										4 <u>生け垣補助決定</u>	4 <u>緑化の普及啓発に関する</u> こと。
										5 <u>保全地区等指定</u>	5 <u>花の苗等の配布</u>
										6 <u>大規模行為届出の処理</u>	6 <u>みどりの少年団に関する</u> こと。
											7 <u>ちびっ子広場の維持管理に関する</u> こと。
											8 <u>二ツ池セレクトナに関する</u>

改正後						改正前					
											すること。
						河川事業	重要事業 の工事の 決定		簡易な工 事の決定		河川管理者以 外の者が行う 工事の承認
						水路等の管理	準用河川 の指定及 び廃止		1 重要 な河川 等の占 用及び 使用の 許可 2 その 他河川 等の許 認可及 び維持 管理に 関する こと。		1 水路等に 関する調査 の実施 2 簡易な河 川等の占用 及び使用の 許可 3 水路等に

改正後						改正前					
											関する要望 等の処理 4 <u>ため池</u> <u>(農業用施</u> <u>設を除</u> <u>く。)</u> 、 <u>排</u> <u>水機場等の</u> <u>維持管理に</u> <u>関するこ</u> <u>と。</u>
略	略			略	略	略	略			略	略
略	略			略		略	略			略	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第7号

大府市有自動車運行管理に関する規程（昭和49年大府市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運行管理者等及びその職務) 第4条 略 2 略 3 運行管理補助者は、共用車においては行政管理課 <u>管財係長</u> をもって充て、共用車以外の自動車等においては当該自動車等の所属する課等の庶務担当係長をもって充てる。 4 略	(運行管理者等及びその職務) 第4条 略 2 略 3 運行管理補助者は、共用車においては行政管理課 <u>検査管財係長</u> をもって充て、共用車以外の自動車等においては当該自動車等の所属する課等の庶務担当係長をもって充てる。 4 略

第3号様式中「検査管財係長」を「管財係長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第8号

大府市文書管理規程（平成20年大府市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(政策法務委員会の審査)			(政策法務委員会の審査)		
第31条 条例、規則、訓令等の原案は、市長の決裁を経た後、 <u>大府市政策法務条例（令和5年大府市条例第29号）</u> に基づき設置された大府市政策法務委員会の審査を受けなければならない。			第31条 条例、規則、訓令等の原案は、市長の決裁を経た後、 <u>大府市政策法務委員会規程（平成17年大府市訓令第2号）</u> に基づき設置された大府市政策法務委員会の審査を受けなければならない。		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
文書の記号			文書の記号		
部名	課名	約字	部名	課名	約字
企画政策部	秘書人事課	秘	企画政策部	秘書人事課	秘
	<u>企画広報戦略課</u>	企		<u>企画広報課</u>	企
	法務財政課	財		法務財政課	財
略	略	略	略	略	略
市民協働部	協働推進課	協	市民協働部	協働推進課	協
	<u>文化スポーツ交流課</u>	文		<u>文化交流課</u>	文

改正後			改正前		
	危機管理課 環境課	危 環		危機管理課 環境課	危 環
略	略	略	略	略	略
健康未来部	<u>健康未来政策課</u> 幼児教育保育課 <u>こども若者女性課</u> 健康増進課	<u>健政</u> 育 <u>こ</u> 健増	健康未来部	幼児教育保育課 <u>子ども未来課</u> 健康増進課 <u>健康都市スポーツ推進課</u>	育 子 健増 <u>健ス</u>
都市整備部	都市政策課 中心市街地整備室 道路整備課 <u>水緑公園課</u> 建設総務課	都 中 道 <u>水緑</u> 建	都市整備部	都市政策課 中心市街地整備室 道路整備課 建設総務課	都 中 道 建
産業振興部	<u>農業振興課</u> 商工業ウェルネスバレー 推進課	農 商	産業振興部	<u>農政課</u> 商工業ウェルネスバレー 推進課	農 商
	略	略	水と緑の部	<u>水緑公園課</u>	<u>水緑</u>
				略	略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

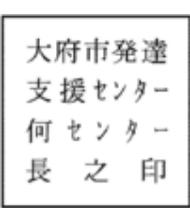
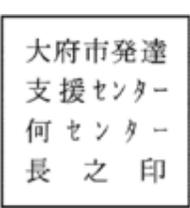
大府市訓令第9号

大府市公印規程（平成7年大府市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者	公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者
発達支援センター長印		てん書	21×21	一般公文書用	<u>こども若者女性課長</u>	発達支援センター長印		てん書	21×21	一般公文書用	<u>子ども未来課長</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第10号

大府市職員研修規程（昭和45年大府市規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(研修委員会)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 委員長は副市長を、副委員長は人事担当部長を、委員は部長職等の者をもって充てる。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、副市長を2人選任した場合における委員長及び副委員長については、委員長は大府市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大府市規則第2号）第2条第1項第1号に掲げる事務を担当する副市長を、副委員長は同項第2号に掲げる事務を担当する副市長をもって充てる。</u></p> <p>6 略</p>	<p>(研修委員会)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 委員長は副市長（副市長を2人選任した場合には、大府市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大府市規則第2号）第2条第1項第1号に掲げる事務を担当する副市長）を、副委員長は人事担当部長を、委員は部長職等の者をもって充てる。</u></p> <p>5 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第11号

大府市職員安全衛生管理規程（昭和60年大府市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総括安全衛生管理者等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 副総括安全衛生管理者は、<u>人事担当部長（副市長を2人選任した場合において、大府市副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項第2号に掲げる事務を担当する副市長）</u>をもって充てる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(総括安全衛生管理者等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 副総括安全衛生管理者は、<u>人事担当部長</u>をもって充てる。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大府市訓令第12号

大府市社会福祉事務所処務規程（昭和52年大府市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="210 770 1066 1211"><thead><tr><th>課</th><th>係</th></tr></thead><tbody><tr><td>地域福祉課</td><td><u>福祉政策係</u> 保護係</td></tr><tr><td>高齢障がい支援課</td><td>高齢福祉係 障がい福祉係</td></tr><tr><td><u>健康未来政策課</u></td><td><u>健康都市こども政策係</u></td></tr><tr><td>幼児教育保育課</td><td>保育係</td></tr><tr><td><u>こども若者女性課</u></td><td><u>こども支援係</u></td></tr><tr><td>健康増進課</td><td><u>こども家庭センター</u></td></tr></tbody></table> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 第2条に定める係及び前条に定める室の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	課	係	地域福祉課	<u>福祉政策係</u> 保護係	高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係	<u>健康未来政策課</u>	<u>健康都市こども政策係</u>	幼児教育保育課	保育係	<u>こども若者女性課</u>	<u>こども支援係</u>	健康増進課	<u>こども家庭センター</u>	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1171 770 2027 1211"><thead><tr><th>課</th><th>係</th></tr></thead><tbody><tr><td>地域福祉課</td><td><u>福祉係</u> 保護係</td></tr><tr><td>高齢障がい支援課</td><td>高齢福祉係 障がい福祉係</td></tr><tr><td>幼児教育保育課</td><td>保育係</td></tr><tr><td><u>子ども未来課</u></td><td><u>子ども支援係</u> <u>子ども家庭係</u></td></tr></tbody></table> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 第2条に定める係及び前条に定める室の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	課	係	地域福祉課	<u>福祉係</u> 保護係	高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係	幼児教育保育課	保育係	<u>子ども未来課</u>	<u>子ども支援係</u> <u>子ども家庭係</u>
課	係																								
地域福祉課	<u>福祉政策係</u> 保護係																								
高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係																								
<u>健康未来政策課</u>	<u>健康都市こども政策係</u>																								
幼児教育保育課	保育係																								
<u>こども若者女性課</u>	<u>こども支援係</u>																								
健康増進課	<u>こども家庭センター</u>																								
課	係																								
地域福祉課	<u>福祉係</u> 保護係																								
高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係																								
幼児教育保育課	保育係																								
<u>子ども未来課</u>	<u>子ども支援係</u> <u>子ども家庭係</u>																								

改正後	改正前
<p>地域福祉課</p> <p><u>福祉政策係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 課の文書及び経理に関すること。 (2) その他課の庶務に関すること。 <p>保護係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に定める援護及び現業事務の処理に関すること。 <p>福祉総合相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 室の文書及び経理に関すること。 (2) その他室の庶務に関すること。 <p>高齢障がい支援課</p> <p>高齢福祉係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。 (2) 課の文書及び経理に関すること。 (3) その他課の庶務に関すること。 <p>障がい福祉係</p>	<p>地域福祉課</p> <p><u>福祉係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 課の文書及び経理に関すること。 (2) その他課の庶務に関すること。 <p>保護係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に定める援護及び現業事務の処理に関すること。 <p>福祉総合相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 室の文書及び経理に関すること。 (2) その他室の庶務に関すること。 <p>高齢障がい支援課</p> <p>高齢福祉係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。 (2) 課の文書及び経理に関すること。 (3) その他課の庶務に関すること。 <p>障がい福祉係</p>

改正後	改正前
<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給決定等に関すること。</p> <p>(4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当の支給決定等に関すること。</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給決定等に関すること。</p> <p>(4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当の支給決定等に関すること。</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</p>
<p><u>健康未来政策課</u></p> <p><u>健康都市こども政策係</u></p> <p>(1) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p>幼児教育保育課</p> <p>保育係</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>に定める保育所への入所及び退所に関すること。</p>	<p>幼児教育保育課</p> <p>保育係</p> <p>(1) 児童福祉法に定める保育所への入所及び退所に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(3) その他課の庶務に関すること。</p> <p><u>こども若者女性課</u></p> <p><u>こども支援係</u></p> <p>(1) 児童福祉法に定める援護、育成及び現業事務（他課の所管に属するものを除く。）の処理に関すること。</p> <p>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(3) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(4) その他課の庶務に関すること。</p> <p><u>健康増進課</u></p> <p><u>こども家庭センター</u></p> <p><u>児童福祉法に定める助産施設及び母子生活支援施設への入所、退所及び保護に関すること。</u></p> <p>(所長等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>4 幼児教育保育課及び<u>こども若者女性課</u>に指導保育士を置くことができ</p>	<p>(2) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(3) その他課の庶務に関すること。</p> <p><u>子ども未来課</u></p> <p><u>子ども支援係</u></p> <p>(1) 児童福祉法<u>（昭和22年法律第164号）</u>に定める援護、育成及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成及び現業事務の処理に関すること。</p> <p>(3) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(4) その他課の庶務に関すること。</p> <p><u>子ども家庭係</u></p> <p><u>家庭児童相談に関すること。</u></p> <p>(所長等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>4 幼児教育保育課及び<u>子ども未来課</u>に指導保育士を置くことができる。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長の専決事項について、課長が不在のときは、<u>所長（健康未来政策課、幼児教育保育課、こども若者女性課及び健康増進課にあつては副所長。以下この項において同じ。）</u>がその事務を決裁する。ただし、所長もともに不在のときは、所管する事務の範囲内で主幹又は課長補佐がその事務を代決する。</p> <p>(専決)</p> <p>第9条 第3条において<u>健康未来政策課、幼児教育保育課、こども若者女性課及び健康増進課</u>が分掌する事務（次項の規定により課長が専決するものを除く。）は、副所長が専決することができるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(代決)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長の専決事項について、課長が不在のときは、<u>所長（幼児教育保育課及び子ども未来課にあつては副所長。以下この項において同じ。）</u>がその事務を決裁する。ただし、所長もともに不在のときは、所管する事務の範囲内で主幹又は課長補佐がその事務を代決する。</p> <p>(専決)</p> <p>第9条 第3条において<u>幼児教育保育課及び子ども未来課</u>が分掌する事務（次項の規定により課長が専決するものを除く。）は、副所長が専決することができるものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。